

# 住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、支給家賃額（上限あり）を自治体から家主さんに支給します。

## <これまでの対象者>

・離職、廃業から2年以内の方

## <令和2年4月20日以降>

・離職、廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入が収入基準額を超えていませんか？ <白岡市の場合> ※収入基準額は、お住まいの家賃によって変わる場合があります	<input type="checkbox"/>
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面のしらおか生活相談センターに相談してください。